

青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針

青森県農林水産部

第1 目的

この指針は、青森県内に設置される園芸作物等の栽培を目的とするガラス室の安全性の確保を図ることを目的として、ガラス室の設置に当たっての指導事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この指針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

1 ガラス室

木質、金属質の構造部材を用いて構成された骨組をガラスで被覆したもので、園芸施設共済事務取扱要領（平成30年5月2日付け30経営第367号農林水産省経済局長通知）第2節の2の特定園芸施設の区分のうちガラス室Ⅰ類又はⅡ類に区分されるものをいう。

2 標準仕様書

一般社団法人日本施設園芸協会が、昭和50年11月に作成した「園芸用施設安全構造基準」（最終改訂：平成28年7月）について、海外の設計規格や最新の実験データを取り入れて内容の見直しを行い、「園芸用施設設計施工標準仕様書」として令和元年5月に作成したものをいう。

3 建築主

園芸用施設に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

4 設計者

その者の責任において、設計図書を作成する者をいう。

5 工事施工者

工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

6 ハウスメーカー等

ガラス室、鉄骨ハウス、鉄骨補強パイプハウス又はパイプハウスの製造又は販売を業とする者をいう。

7 園芸作物等の栽培を目的とするガラス室

農業者や作業員など特定の人が、園芸作物等を栽培・管理するガラス室

※園芸作物等：野菜、花き、果樹、水稲（育苗）、きのこ類

第3 適用範囲

この指針は、青森県内で園芸作物等の栽培を目的として、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に設置されるガラス室に適用する。

ただし、次のいずれかに該当するガラス室はこの指針の適用外とする。

- 1 その利用期間の長短にかかわらず、観賞用又は販売等を目的として不特定多数の人が利用するなど、専ら園芸作物等の栽培を目的として利用するものとは認められないガラス室
- 2 専ら園芸作物等の栽培を目的とする部分と観賞用又は販売等を目的とする部分とが明確に区分できないガラス室、及び明確に区分できるガラス室においては、その観賞用又は販売等を目的とする部分

第4 ガラス室の安全確保対策

- 1 この指針に基づいて設置されるガラス室は、その設計及び施工が標準仕様書に準拠していなければならない。
- 2 この指針に基づいてガラス室を設置する場合は、建築主、設計者及び工事施工者は次の事項を遵守すること。
 - (1) ガラス室の施工前に、適合確認申込書（様式第1号）を提出し、その設計及び施工が標準仕様書に準拠していることについての県の確認を受けること。
 - (2) ガラス室の施工完了後使用開始前に、適合確認表（竣工時）（様式第2号）により県の確認を受けること。なお、補助事業による設置の場合は各事業で規定された確認調査を受けること。
 - (3) その他ガラス室設置に係る関係法令等を遵守すること。
- 3 この指針に基づき設置されるガラス室の安全性を確保するため、建築主、設計者、工事施工者及びハウスメーカー等は次の事項に留意するものとする。
 - (1) 建築主は、設計及び施工に当たって、安全性の確保について設計者及び工事施工者と十分検討するとともに、建築後は善良なる保守管理に努めること。
 - (2) 設計者は、設計に当たって、風、雪等の自然環境条件に対する安全性の確保に努めること。
 - (3) 工事施工者は、工事施工に当たって、設計に基づく適性な施工に努めること。
 - (4) ハウスメーカー等は、ガラス室の構造計算書など構造の安全性に関する情報の提供に努めること。
- 4 この指針に基づき設置されたガラス室の所有者又は使用者は次のことに留意するものとする。
 - (1) 地震や火災等の発生時に備え、あらかじめ施設内の避難経路を定め、見えやすい場所に避難経路の案内表示を掲示するとともに、速やかに避難できるよう施設稼働前に作業従事者に対して避難訓練を行うものとする。また、施設稼働後も定期的に（1年に1度程度）行うものとする。
 - (2) 適宜保守管理を行うとともに、保守管理において屋根ガラスのひび割れなど不具合が確認された場合は、危険な箇所に人が立ち入らないよう速やかに措置するものとする。

る。

(3) 第4の2(2)の確認後、当該ガラス室を、園芸用作物等の栽培以外の目的で使用する事とした場合は、速やかに青森県農林水産部農産園芸課にその旨報告すること。

(4) 不測の事態に備えて、園芸施設共済等の保険の加入に努めること。

5 県は、この指針に基づいて設置されるガラス室の安全性を確保するため、次の対策を講じる。

(1) 標準仕様書の周知に努めること。

(2) ガラス室の構造の安全性を確認するため、様式第1号及び様式第2号とのその添付資料に基づき、農産園芸課及び農林水産政策課において適合確認等を行うこと。

(3) この指針への適合を確認したガラス室の施設概要をホームページで公表すること。

第5 その他

(1) 第4の2(1)の適合確認申込書及び同(2)の適合確認表の提出先は、農産園芸課とする。

(2) この指針で定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年2月22日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

「青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針」
適合確認申込書

農林水産部長 殿

申込者 住 所
氏 名
(代表者名)

下記のとおり園芸用ガラス室を設置したいので、関係書類を添えて標記指針への適合確認を申し込みます。

○設置するガラス室の概要

施設名称	
設 計 者	
工事施工者	
予定工期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
設置場所 (※)	
施設用途	
施設構造・面積	

※設置場所住所が複数地番に及ぶ場合は、代表住所の記載と住所一覧の添付に代えることができる。

添付書類：指導指針適合確認表（別紙1）

誓約書（別紙2）

標準仕様書に基づいた構造計算書

実施設計書・設計図面（位置図、平面図、立面図等）

設置場所が農地であることの証明書類（農地台帳の写しなど）

(別紙1)

青森県園芸用ガラス室指導指針適合確認表（設計時）

審査項目		審査内容	可否	備考
設計 図書	1 実施設計書		/	
	a 費用明細		/	
	1) 数量	数量計算書との照合		
	2) 単価	単価の決定根拠		
	3) 計算内容	かけ算、たし算の正誤		
	4) 諸経費	率算定の根拠等		
	b 数量計算書		/	
	1) 数量の確認	図面等根拠の確認		
	2) 計算内容	かけ算、たし算の正誤		
	c 参考見積		/	
	1) 2社以上の見積り	有無の確認		
	2) 一式の内容確認			
	2 仕様書		/	
	a 一般仕様書	有無の確認		
	b 特別仕様書	有無の確認		
	1) 必要部材の明示	有無の確認		
	3 関係図面		/	
	a 平面、立面図等	有無の確認		
	b 軸組図等	有無の確認		
	c 各部断面図	有無の確認		
d 基礎関係図面	有無の確認			
e その他必要な図面等	有無の確認			
構造 計算	1 構造計算		/	
	a 構造計算書	有無の確認		
	b 構造計算基準		/	
	1) 構造基準	使用の有無		
	2) 風対策施工マニュアル	使用の有無		
	3) 雪対策施工マニュアル	使用の有無		
	4) その他の基準	使用の有無		
	c 当該構造計算に用いたプログラム	名称、国土交通大臣の認定の有無、認定番号の確認		
	●設計条件		/	
	1) 部材重量	図面との整合		
	2) 作物、内部荷重	設計条件の確認		
	3) 積雪荷重	設計条件の確認		
	4) 風圧	設計条件の確認		
	5) その他荷重	設計条件の確認		
	6) 地耐力	現場条件確認		
●計算結果		/		
1) 各断面毎の安全性	安全性を確認			
2) 各使用部材の安全性	安全性を確認			
3) 基礎部の安全	安全性を確認			
年 月 日				
設計審査担当者		所属	職	氏名
設計審査担当者		所属	職	氏名

(別紙2)

青森県園芸用ガラス室の設計及び施工に関する

誓 約 書

設計者は、青森県園芸用ガラス室の安全確保に関する指導指針第4の2の規定により、別添の構造計算書によって下記の園芸用ガラス室の安全性を確認したことを証明します。

建築主は、施設竣工時に適合確認を受けた施設を、指導指針に沿って維持管理することを誓約します。

記

- ・園芸用ガラス室の所在地：
- ・園芸用ガラス室の名称：

農林水産部長 殿

令和 年 月 日

申請者 建築主
設計者

青森県園芸用ガラス室指導指針適合確認表（竣工時）

調査項目	調査内容	確認欄
書類整備	関係書類として、次のものが整備されているか。	
	1 設計図（出来高設計書）	
	2 施工管理関係書類	
	3 施工管理写真類（着工前、竣工時等）	
	4 調査立会者名簿	
	5 入札結果等関係書類	
	6 契約書類等関連書類	
	7 各検査済書の写し（各検査済書の主なものは次のとおり） ①施工業者の社内検査書 ②事業実施主体（発注者）の引取検査調書（検査調書）	
出来高照合と構造計算	細説の安全性を確保する事項として次の要件を満たしているか。	
	1 構造、規模、形状等が設計図書（出来高設計書）と相違ないか。	

- ※1 県関係補助事業による施設建設を行った場合には、「青森県農林水産部所管非公共補助事業における確認検査指導要綱」に定められた「補助事業確認検査復命書」に添付し、保管管理すること。
- ※2 確認欄には、各項目の内容について事業実施主体等に確認をし、要件を満たしている場合に○を記入すること。